

糸島市不法投棄監視ネットワーク実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の不法投棄による生活環境の汚染、破壊を防止するため、糸島市不法投棄監視ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）が実施する、廃棄物の不法投棄に関する協力事業者による通報制度及び組織について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 場所・期日等市長が指示する方法によらず、または公共用地並びに私有地内にその所有者若しくは管理者の許可を得ずに廃棄物を投棄することをいう。
- (2) 協力事業者 この要領の目的に賛同し、ネットワークに登録した事業者、団体をいう。
- (3) 通報 本市の区域内において行われた不法投棄に関し、協力事業者等が市に通報することをいう。

(組織)

第3条 ネットワークは、この要領の目的に賛同し登録した協力事業者をもって組織する。

(登録資格)

第4条 協力事業者は、市内で事業活動等を行う事業者及び団体とする。

(登録方法)

第5条 ネットワークに登録しようとする事業者、団体は、様式1号に定める登録申請書を提出するものとする。

(登録内容の変更廃止)

第6条 登録内容を変更し又は廃止するときは、様式2号に定める変更廃止申請書を提出するものとする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務局は、生活環境部環境政策課とする。

- 2 事務局は、協力事業者に、通報に必要な資料、資材等の配付並びに不法投棄に係る情報の提供等を行う。

(協定書の締結)

第8条 市と協力事業者は情報提供に関する協定書を締結するものとする。

(協力事業者の実施事項)

第9条 協力事業者は次の事項を実施するものとする。

- (1) 従業員や会員等に対して、本協定の趣旨を周知し実践すること。
- (2) 就業中に不法投棄と思われる現場を発見した場合、速やかに通報すること。

(通報の内容)

第10条 通報の内容は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 不法投棄が行われた日時または不法投棄物を発見した日時
- (2) 不法投棄が行われた場所
- (3) 不法投棄された投棄物の種類、量
- (4) 不法投棄を行った者（以下「投棄者」という。）の特徴、その他投棄者に関する
と。
- (5) 不法投棄に使用した車のナンバー、車種、その他その車に関すること。
- (6) その他投棄者を判明させるために必要な事項

(通報の方法等)

第11条 協力事業者等は、廃棄物の不法投棄を発見した時は、電話、ファクシミリ、電子メール等で速やかに通報するものとする。

2 市は前項の通報があったとき、関係機関と連携し、速やかに現場確認等を行い、写真撮影、証拠物の収集、その他必要な調査等を行うものとする。

(投棄者に対する措置)

第12条 市長は調査の結果、投棄者が判明したときは当該投棄者に対し次に掲げる措置の全部または一部を行う。

- (1) 当該投棄者が不法投棄した廃棄物の撤去及び当該現場の現状回復の指示
- (2) 警察及び福岡県への通知または告発

2 市長は、投棄者が判明しない場合は当該土地の所有者または管理者に対し、不法投棄された廃棄物の撤去及び当該現場の現状回復の指示をするものとする。

(秘密の保持)

第13条 通報を行った事業者、担当者等の名称・氏名・所在地等は公表しないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。